



商工会 ニュースしわ 1月号

◇発行者 紫波町商工会長 橋 富雄 ◇令和3年1月6日発行
◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

会長より新年のご挨拶

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。昨年は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、各々の事業活動に多大な影響があったかと思ひます。未だに感染は拡大し続けており、終わりの見えない未曾有の状況となっております。

そんな中、商工会では関係機関と連携しながら、金融支援や給付金申請支援、補助金申請支援、イベントの開催、飲食店応援チケット事業、感染症対策支援補助金事業、雇用調整助成金の個別相談会等の新型コロナウイルス対策事業を行ってまいりました。

本年も引き続き会員支援に一層力を入れ、コロナ禍の中でも皆様の事業が継続できるように役職員一丸となって支援を行っていく所存です。

今年は丑年ということで、牛の歩みのようにゆっくりでも、一步ずつ着実に前へ進んでいけるような年になることを期待しております。改めて、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

雇用調整助成金・働き方改革個別相談会の開催について

商工会では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、休業や売上減少等などから従業員の休業を余儀なくされている事業者を対象に、「雇用調整助成金」制度について個別相談会を1月も引き続き開催します。加えて、働き方改革や同一労働同一賃金への対応におけるお悩みもお受けいたしますので、この機会にぜひご相談ください。

【日時】 令和3年1月・・・15日（金）、29日（金）

※相談時間 1事業所1時間程度（時間：午前10時～午後4時）

【場所】 紫波町商工会館2階

【講師】 小笠原社会保険労務士事務所 社会保険労務士 小笠原 裕一 氏

【定員】 1日5事業所（定員になり次第、締め切ります。）

【申込方法】 参加する方は、希望日及び希望時間を下記申込書にご記入の上ご連絡ください。

※時間割については、後日調整します。

【その他】 当日は、感染予防対策として、マスクの持参及び着用のご協力をお願いします。

「雇用調整助成金・働き方改革個別相談会」参加申込書（FAX：019-672-2316）

・事業所名 _____ ・電話番号 _____

※○で囲んで選択してください。

・相談希望日 ①1月15日（金） ②1月29日（金）

・相談希望時間 ①午前10時 ②午前11時 ③午後1時 ④午後2時 ⑤午後3時 ⑥何時でもよい

紫波町商工会地域企業感染症対策等支援事業費補助金の延長について

事業者が経営を継続するために行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や飲食店における業態転換に対しての標記補助金の対象期間と申請期限が延長となりました。対象業種で申請が済んでいない事業者はお早めに申請ください。

補助対象期間 変更前：令和2年4月1日～令和2年12月31日→ 変更後：令和2年4月1日～令和3年1月31日

※紫波町役場で交付する感染症対策支援補助金も補助対象期間が令和3年1月31日まで延長となります。

申請期限 変更前：令和3年1月8日→ 変更後：令和3年2月10日

【対象者】

紫波町内の中小企業（会社及び個人事業者、若しくはその他法人）であり、小売業、飲食業、サービス業、宿泊業、旅客運送等の不特定多数が利用する店舗を有する事業者であること。

【対象経費及び補助額】

次の条件を全て満たす経費が対象となります。

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行う対策であること。
- 2 下部の対象経費に定める経費であること。
(消耗品費については、鉄道業・道路旅客運送業を除き、1事業所につき3万円を申請額の上限とする。)
- 3 令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間に発注、契約及び支払いが完了した経費であること。
※経費にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額は対象に含めない。 **補助額：限度額10万円**

【対象となる期間】

令和2年4月1日から令和3年1月31日

【申請受付期間】

令和3年2月10日

【提出・問い合わせ先】

紫波町商工会
〒028-3305 紫波町日詰字東裏 85-4
電話：019-672-2244

【対象経費詳細】

①事業所における感染症対策に要した経費

(衛生管理・空気換気設備の導入費、感染症対策のために事業所の改装に伴う設計費、管理費、直接工事費、材料費、飛沫感染・接触感染を防ぐための備品購入費、臨時休業後の営業再開のため、店舗内の衛生環境を向上させるために要する経費、マスクや消毒液等の1回で使い切るもの・使用すると量が減る衛生用品の購入費等)

②飲食店における業態転換（テイクアウト、宅配、移動販売等）対策に要した経費

(印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費、宅配用バイクリース料、台車、Wi-Fi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材、食品衛生法に基づく施設基準を満たすための工事に要する費用、宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料、容器や割り箸、ビニール袋等の1回で使い切るもの・使用すると量が減る消耗品等)

※申請様式は商工会もしくは商工会ホームページにあります。まずは商工会までご相談ください。